

Weekly Report

第408号
平成29年5月15日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

年々使い勝手がよくなる事業承継税制

事業承継税制は、継続者が先代経営者から相続又は贈与により非上場株式を取得した場合、一定要件を満たせば、相続税は80%、贈与税は全額を納税猶予する制度です（議決権総数の2/3までが対象）。

◆29年度改正による見直し等は

同制度は、年々使い勝手をよくするため見直しが行われており、例えば27年からは、*親族外承継の対象化、*雇用維持要件の緩和（5年間平均で雇用の8割以上を維持）、*贈与時の役員退任要件の緩和（先代経営者は代表権を有していなければ有給役員として残留可）、などが実施されています。

29年度税制改正においても以下のような見直しが29年1月以後の相続又は贈与から適用されます（「雇用維持要件の計算方法の見直し」については29年4月以後に適用）。

◎雇用維持要件の計算方法の見直し（29年4月以後適用）…納税猶予を続けるための要件の一つである雇用維持要件について、5年間維持すべき従業員数の計算上（従業員数×80%）、

1人未満の端数を切り捨てることになり、従業員4人以下の企業で1人減った場合でも納税猶予が続けられます。

◎相続時精算課税制度との併用が可能に…同制度により贈与税の納税猶予の適用を受ける場合でも、相続時精算課税制度が適用できるようになり、要件を満たすことができずに贈与税の納税猶予を取り消された場合のリスクが逓減できます。

◎災害等が発生した場合の要件緩和…例えば、災害により事業用資産の3割以上が損壊した場合は、継続者（相続人等）の要件のうち、相続開始の直前において会社の役員であることが免除されます。

NISA口座を来年以降も継続する場合には

NISAは制度上、勘定設定期間（①26年～29年、②30年～35年）ごとに口座開設が原則として必要となります。

ただし、既にNISA口座を開設しており、来年以降も引き続きNISA口座を利用する場合で、今年9月末までにマイナンバーを口座を開設している金融機関に提供している方は、改めてNISA口座を開設する手続きが不要となります。

一方、今年9月末までにマイナンバーを提供しなかった場合は、再度NISA口座の開設手続きが必要となります。なお、30年以降のNISA口座を開設しない場合でも、29年までの買付け分は、最長5年間の非課税期間が適用されます。

来月から改正される郵便料金

6月1日より、郵便はがき、定型外郵便物、ゆうメールの料金が一部改定されるので、新料額表の掲示など社員への周知を行います。

主な改定は、通常はがきが62円に、定型外郵便物は所定の規格内（長辺34cm×短辺25cm×厚さ3cm／おおむね角2封筒）であれば据え置又は一部引下げとなりますが、超えるものは大幅に料金が高くなるものもあります。